

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税について

「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和3年政令第65号）の公布に伴い、令和3年3月25日から令和3年7月24日までの間、下記対象貨物に対する不当廉売関税が暫定的に課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第2836.40号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム

2 対象国

大韓民国を原産地とするもの

3 不当廉売関税率

税率：30.8%

4 適用期間

令和3年3月25日から令和3年7月24日までに輸入されるもの

5 その他

- ・システムを利用して行う輸入（納税）申告について

不当廉売関税が課される貨物に係る輸入（納税）申告の際は、「品目コード」欄及び「内国消費税等種別コード」欄に以下のコードを入力願います。

品目コード（細分を新設）	内国消費税等種別コード（新設）	原産地	適用税率
2836.40-0103	S010001	大韓民国	30.8%

- ・大韓民国以外の国を原産地とする炭酸二カリウムを輸入する場合
当該国の原産であることを証明した書類を提出願います。

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第2部門担当）

TEL 050-3530-8401